

基本目標 3

多様な子育てニーズに対応した
子ども・子育て支援及び保育サービスの充実

主な成果指標

	内容	実績（現状）	目標値（令和 11 年）
1	保育園の待機児童数※	13 人 （令和 6 年 4 月 1 日）	0 人
2	学童クラブの入会保留児童数※	77 人 （令和 6 年 5 月 1 日）	0 人

※ 調布市子ども生活部子ども政策課「第 2 期調布っ子すこやかプラン 令和 5 年度実績報告」

基本施策 3-1 乳幼児期における教育・保育サービス提供体制の確保・充実

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と業務の円滑な実施

我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するため、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現が求められています。

このような中、市は、これまで、「子ども・子育て支援法」に基づく「第2期調布っ子すこやかプラン」を策定し、計画に基づく各種の子ども・子育て支援の取組を実施してきましたが、今後の子どもの数は減少していくとみられるほか、核家族化の進行、女性就業率の上昇等、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は変化を続けており、ニーズを的確に把握した総合的な子ども・子育て支援を推進する必要があります。

令和6年度をもって「第2期調布っ子すこやかプラン」の計画期間が終了することから、市の子ども・子育て支援の適正化及び一層の充実を図るため、本計画に「第3期子ども・子育て支援事業計画」を一体的に策定し、すべての子どもの良質な生育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することにより、次代を支える調布っ子が健やかに育つ環境づくりを総合的に推進します。

(1) 事業計画策定方針

子ども・子育て支援の具体的取組は、「調布市の将来人口推計」、「調布市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」及び各事業の利用状況等をもとに、第4章の3「計画の基本的方向」で記述した4つの視点に沿って策定します。

(2) 教育・保育提供区域

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、第2期計画と同様に、今後の教育・保育に係る施設整備及び各事業の提供にあたり、年度ごとの状況に柔軟に対応するため、全市を1区域と捉えて設定します。

今後の教育・保育にかかる施設整備及び各事業の提供にあたり、年度ごとの状況に柔軟に対応するため市内全域での事業計画を策定します。



CHECK

子ども・子育て支援制度とは？

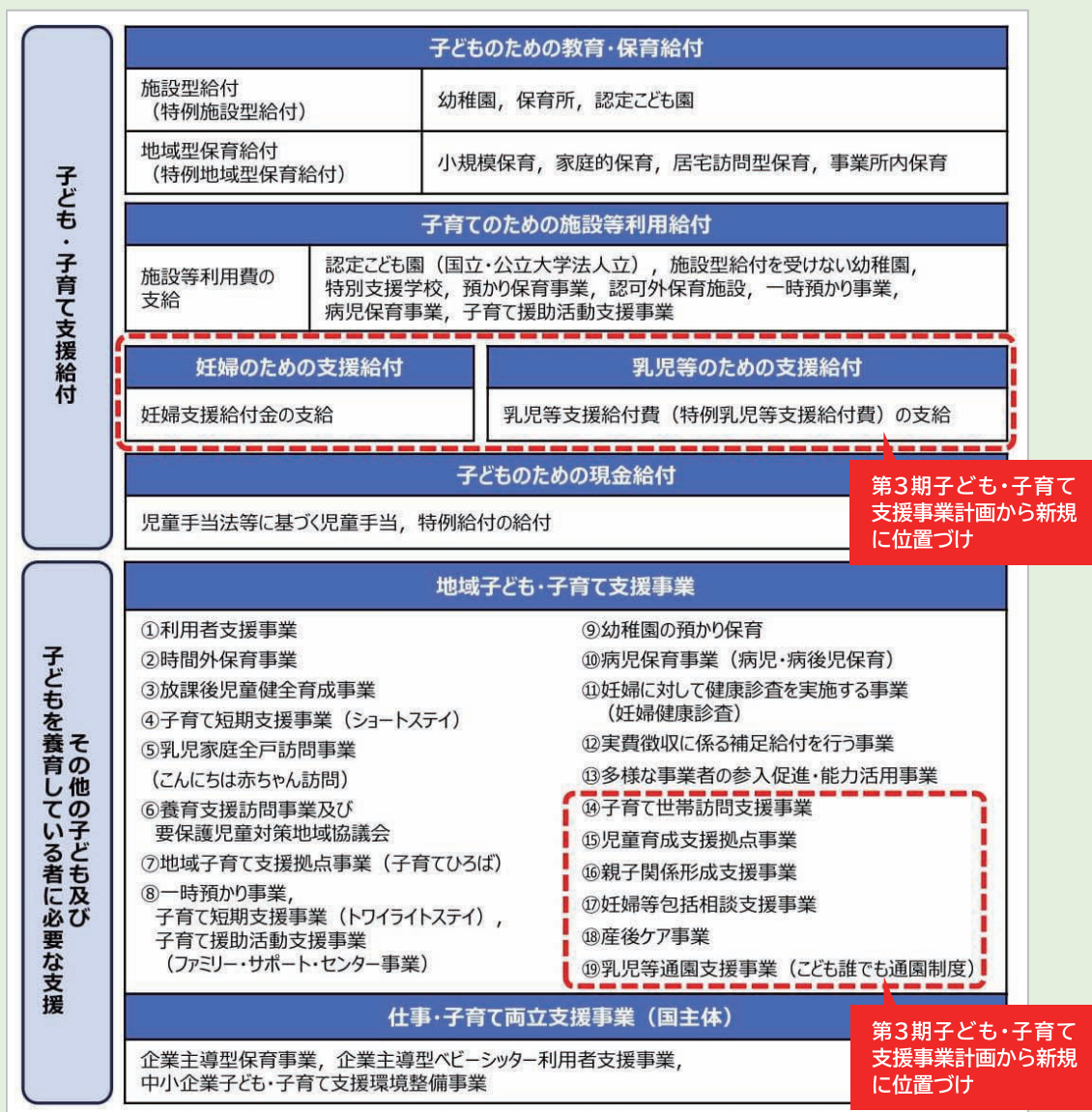
子ども・子育て支援制度は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度です。

子ども・子育て支援制度には、下記のような子ども・子育て支援給付やその他の子ども及び子どもを養育しているものに必要な支援が盛り込まれており、必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指し、取組を進めています。

令和6年10月から「子どものための現金給付」として児童手当が拡充されたほか、令和7年4月には妊娠期の負担軽減のため「妊婦のための支援給付」が創設され、あわせて妊婦等に対する相談支援事業が創設されています。

また、令和8年度からは、保育所に通っていない子どもへの支援を強化する観点から、現行の「子どものための教育・保育給付」とは別に、新たに「乳児等のための支援給付」が創設され、「こども誰でも通園制度」がスタートします。

■ 子ども・子育て支援制度の概要 ■



第3期子ども・子育て支援事業計画から新規に位置づけ

第3期子ども・子育て支援事業計画から新規に位置づけ

※ 「地域子ども・子育て支援事業」の「⑲乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」は、令和8年度より「乳児等のための支援給付」に位置付けられます。

現状と課題

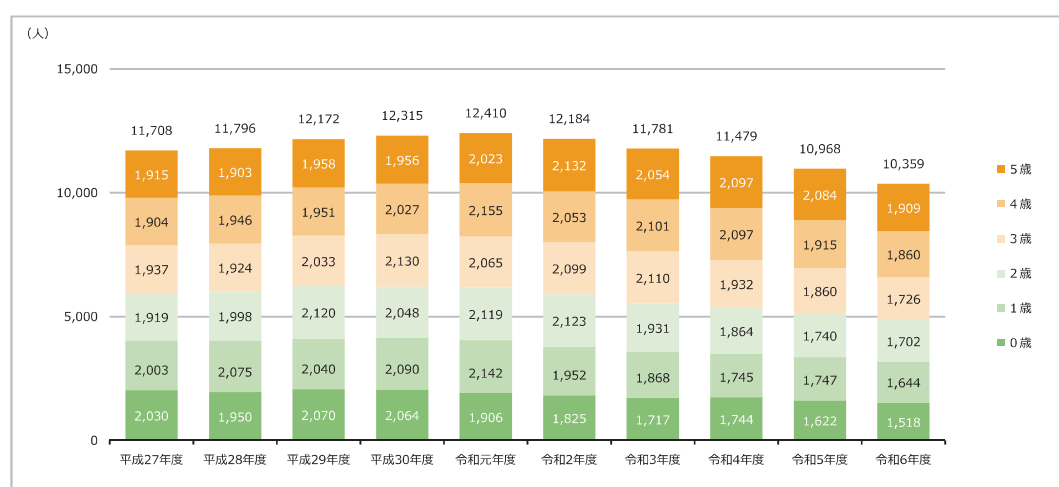
令和元年度以降、調布市の就学前児童数は減少しており、令和6年4月1日時点の就学前児童数は10,359人です。

過去10年でピークとなった令和元年度と令和6年度を年齢別で比較するとすべての年齢で減少しています。

こうした中、市内の保育所における待機児童数は令和6年4月1日の保育所待機児童数は13人で、待機児童がいる1歳児の定員数の確保が課題となる一方、申込みが減少傾向にある0歳児・4歳児・5歳児の空き定員への対応も課題となっています。

女性の社会進出や、共働き世帯、核家族世帯の増加に伴い、保育サービスの利用ニーズは高まっており、乳幼児期の教育・保育サービス提供体制の確保・充実及び適正化が必要です。

就学前児童数の推移



(資料) 調布市市民部市民課「調布市の世帯と人口」各年4月1日時点

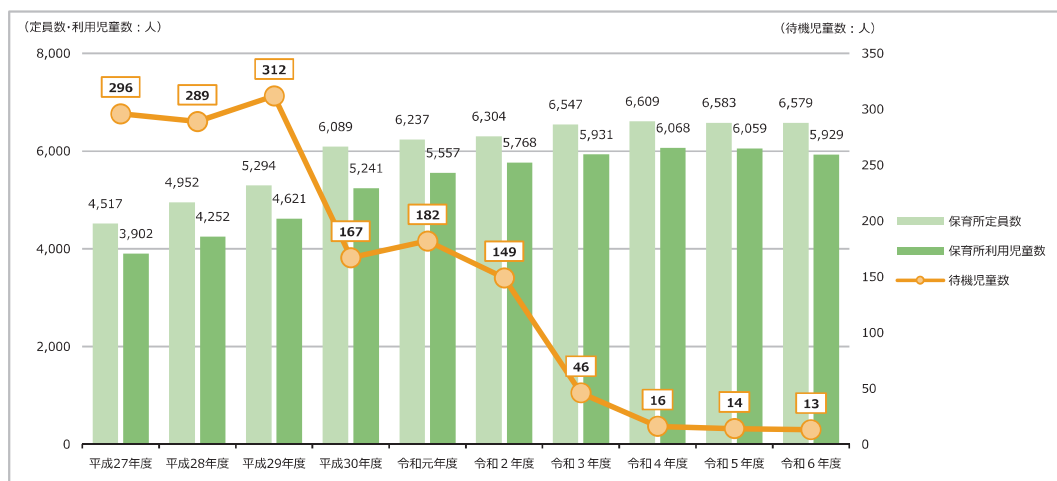
待機児童年齢別の内訳

(単位: 人)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
0歳	78	80	78	54	0	19	0	0	0	0
1～2歳	218	209	234	113	182	130	46	16	14	13
3～5歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	296	289	312	167	182	149	46	16	14	13

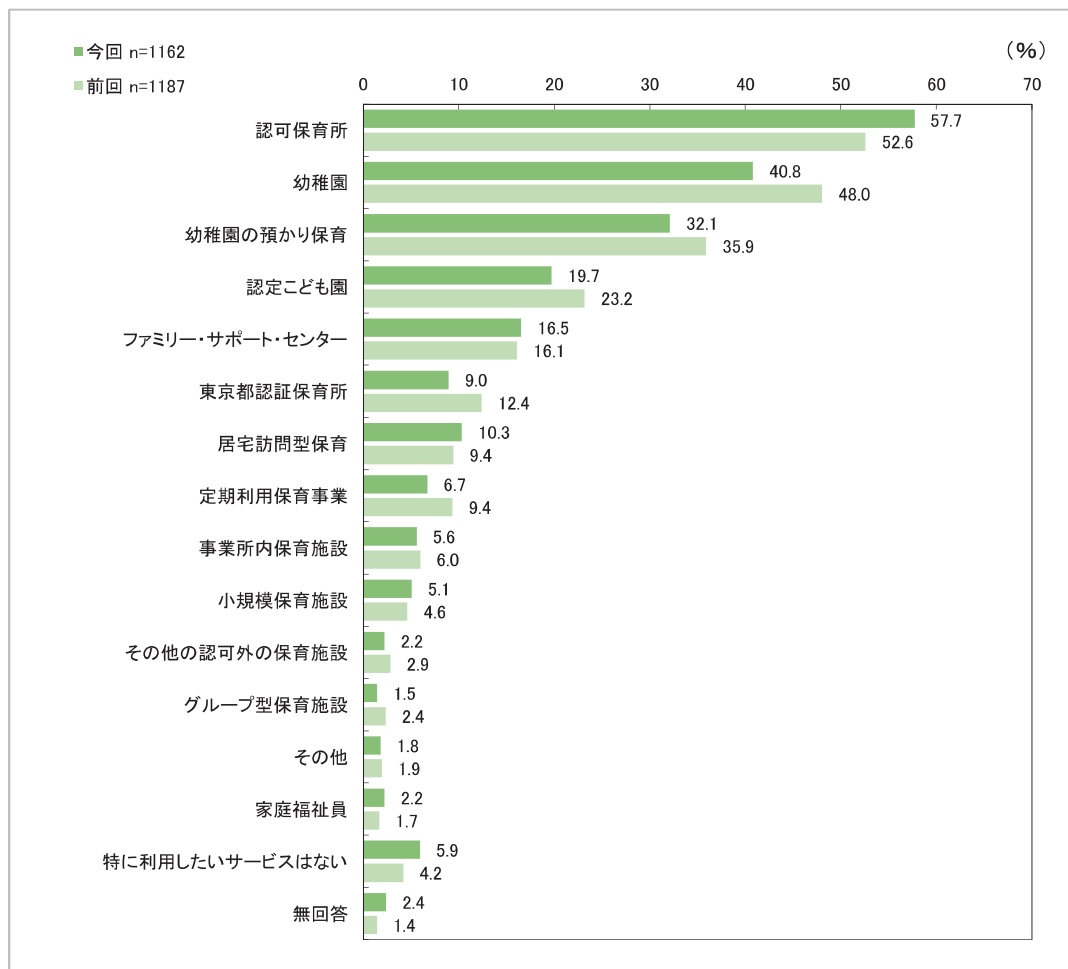
(資料) 調布市子ども生活部保育課「待機児童数」各年4月1日時点

■ 保育所の利用状況と待機児童数の推移 ■



(資料) 調布市子ども生活部保育課「各保育施設定員数」各年4月1日時点、
調布市子ども生活部保育課「待機児童数」各年4月1日時点

■ 平日定期的に利用したい教育・保育の事業 ■



(資料) 調布市 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

■ 幼稚園・保育所等の量の見込みと実績（第２期計画） ■

			単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
保育所等	0 歳	量の見込み	人	691	691	691	691	691
		確保実績	人	654	664	658	678	666
		実利用児童数	人	538	483	526	486	446
	1～2 歳	量の見込み	人	2,344	2,344	2,344	2,344	2,344
		確保実績	人	2,312	2,362	2,424	2,378	2,383
		実利用児童数	人	2,123	2,166	2,186	2,172	2,154
	3～5 歳	量の見込み	人	3,068	3,068	3,068	3,068	3,068
		確保実績	人	3,555	3,733	3,761	3,771	3,776
		実利用児童数	人	3,246	3,383	3,450	3,496	3,464
	合計	量の見込み	人	6,103	6,103	6,103	6,103	6,103
		確保実績	人	6,521	6,759	6,843	6,827	6,815
		実利用児童数	人	5,907	6,032	6,162	6,154	6,064
幼稚園等	3～5 歳	量の見込み	人	2,847	2,870	2,855	2,850	2,845
		確保実績	人	2,648	2,570	2,370	2,370	2,370
		実利用児童数	人	2,681	2,494	2,309	2,009	1,758

※ 「実利用児童数」については各年度４月１日時点。「確保実績」については、各年度末時点。

■ 令和元年度からの保育所整備 ■

名称（運営主体）	所在	定員	備考	開設年
おおたかの空保育園 （社会福祉法人桐仁会）	入間町 2-28-33	157	新規開設	平成 31 年 4 月
京王キッズプラッツ多摩川 （株式会社京王子育てサポート）	多摩川 4-39-1	46	認証保育所から認可化 移行（純増 6 人）	平成 31 年 4 月
グラン仙川ちとせ保育園 （社会福祉法人ちとせ交友会）	仙川町 3-3-21	100	既存園の分園化 （純増 31 人）	令和 2 年 4 月
ちいはぐ・飛田給 （株式会社チャイルド・スマイル）	飛田給 2-21-2 YAHIRO ビル 1 階	42	小規模保育施設から認 可化移行 （純増 24 人）	令和 2 年 4 月
パイオニアキッズちょうふ園 （社会福祉法人調布白雲福祉会）	布田 3-7-3	75	新規開設	令和 3 年 4 月
調布そらいろ保育園 （社会福祉法人なないろ）	小島町 1-16-3	60	新規開設	令和 3 年 4 月
ぼけっとランド仙川保育園 （学校法人三幸学園）	仙川町 2-14-5	93	認証保育所から認可化 移行（純増 63 人）	令和 3 年 4 月
木下の保育園調布駅前 （株式会社木下の保育）	布田 3-4-3	75	認証保育所から認可化 移行（純増 54 人）	令和 3 年 4 月
布田そらいろ保育園 （社会福祉法人なないろ）	布田 6-47-2	80	新規開設	令和 4 年 4 月

量の見込みと確保方策

① 確保方策の方針

すべての子どもと子育て家庭が安心して保育サービスを利用できるように、柔軟な運用方法の検討を進めます。

② 確保方策の考え方

「第2期調布っ子すこやかプラン」に基づき、認可保育所の整備を中心に進めてきた結果、量の見込みを上回る定員数は確保できています。一方で、未だ1歳児の待機児童は発生しており、1・2歳児の定員に空きが少なく、0歳児・4歳児・5歳児の定員には空きがある場合があります。

この状況に鑑み、保育所の空きスペースや保育士人材を活用して、入園申込みが集中し、待機児童が発生しやすい1・2歳児を当該年度限定で預かる年度限定型保育事業や1歳児クラスの定員を増加させた認可保育所に補助を実施するほか、企業主導型保育事業の活用など様々な方策を検討、活用し、ソフト面を中心とした待機児童対策を推進します。

また、待機児童対策とともに、保育の質のガイドラインを策定し、すべての子どもが等しく良質な保育サービスを利用できるよう、市内の全認可保育所に対する指導検査や保育アドバイザーの巡回を通じて、保育の質の維持・向上を図ります。

③ 量の見込みと確保方策

			単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
保育所等	0歳	量の見込み(A)	人	616	618	610	604	604
		確保方策(B)	人	670	673	673	673	673
		(B)－(A)	人	54	55	63	69	69
	1歳	量の見込み(A)	人	1,026	1,126	1,129	1,115	1,103
		確保方策(B)	人	1,160	1,165	1,165	1,165	1,165
		(B)－(A)	人	134	39	36	50	62
	2歳	量の見込み(A)	人	1,165	1,091	1,198	1,201	1,186
		確保方策(B)	人	1,288	1,292	1,292	1,292	1,292
		(B)－(A)	人	123	201	94	91	106
	3～5歳	量の見込み(A)	人	3,488	3,326	3,187	3,168	3,202
		確保方策(B)	人	3,869	3,861	3,861	3,861	3,861
		(B)－(A)	人	381	535	674	693	659
	合計	量の見込み(A)	人	6,295	6,161	6,124	6,088	6,095
		確保方策(B)	人	6,987	6,991	6,991	6,991	6,991
		(B)－(A)	人	692	830	867	903	896
幼稚園等	3～5歳	量の見込み(A)	人	1,572	1,499	1,436	1,428	1,443
		確保方策(B)	人	2,814	2,657	2,500	2,500	2,500
		(B)－(A)	人	1,242	1,158	1,064	1,072	1,057

※ 「確保方策」は、各年度末時点の見込み数。

保育サービス充実におけるその他の主な事業・取組

3-1-1 子どもの育ち、預かりの支援（保育課）

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、保育施設及び幼稚園等において、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる0～2歳児の定期的な預かり事業を実施します。

◎ こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の実施（令和8年度から）

※令和7年度は、多様な他者との関わりの機会の創出事業（未就園児の定期的な預かり）を実施
令和8年度から、こども誰でも通園制度の上乗せ事業として実施

3-1-2 保育所の空きスペース等の活用（子ども政策課、保育課）

入園申込みが集中し、待機児童が発生しやすい1・2歳児を認可保育所にて当該年度限定で預かる取組や1歳児クラスの定員を増加させた認可保育所に補助を実施するほか、企業主導型保育所における地域枠の活用の周知などソフト面での待機児童対策を実施します。

○ 認可保育所における年度限定型保育事業の実施

◎ 認可保育所における1歳児クラス定員増への補助

◎ 認証保育所における1歳児受入促進補助事業

○ 企業主導型保育所における地域枠活用の周知

3-1-3 保育所入園の予約（保育課）

育児休業中の保護者が、0歳の4月入園に合わせて育児休業を切り上げることや1歳の4月に入園できるか不安な思いをすることなく、子どもの1歳の誕生月まで育児休業を取得できるよう、復職に合わせて年度途中から入園できるよう支援します。

◎ 公立保育所における育児休業明け入園予約制度の実施

3-1-4 保育の質の維持・向上（保育課、子ども政策課）

保育所に通うすべての子どもが等しく良質な保育サービスを利用できるよう、保育所における保育の質の維持・向上を図ります。

◎ 保育の質のガイドラインの策定

○ 認可保育所に対する指導検査の実施

○ 保育所における保育アドバイザーの巡回

○ 保育施設等における不適切な保育に関する専用窓口の周知

基本施策 3-2 地域子ども・子育て支援事業サービス提供体制の確保・充実

量の見込みと確保方策

多様な子育てニーズに対応した子ども・子育て支援に対応するため、現在の利用状況（実績値）及び「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」結果を踏まえて算出した「量の見込み」、「地域子ども・子育て支援事業によるサービス提供体制確保の方向性及び実施時期」を地域子ども・子育て支援事業の「確保方策」として次のとおり設定し、計画的な地域子ども・子育て支援事業サービス提供体制の確保を図ります。

3-2-1 利用者支援事業

① 事業の概要

多様な教育・保育や事業が用意され、待機児童の解消等のためにそれらを個々のニーズに応じて確実に提供するべく、子どもや保護者がそれらの中から自分の家庭に一番ふさわしいメニューを、確実かつ円滑に利用できるようなコーディネート機能を担う事業です。子どもや保護者の身近な場所で支援を行います。

■ 利用者支援事業の量の見込みと実績（第2期計画） ■

	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(実施施設)	箇所	4	4	4	4	4
拠点数	箇所	14	14	14	14	14
児童館	箇所	11	11	11	11	11
保育課窓口	箇所	1	1	1	1	1
子ども家庭支援センターすこやか	箇所	1	1	1	1	1
保健センター	箇所	1	1	1	1	1

※ 「拠点数」は、各年度末時点の利用者支援事業実施拠点数。

※ 児童館は専門相談員による子育てに関する相談事業を実施。

② 量の見込みと確保方策

	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み(A)	箇所	12	12	12	12	12
確保方策(B)	箇所	14	14	14	14	14
子ども家庭支援センターすこやか(基本型)	箇所	1	1	1	1	1
保育課窓口(特定型)	箇所	1	1	1	1	1
こども家庭センター(こども家庭センター型)	箇所	1	1	1	1	1
児童館(地域子育て相談機関)	箇所	11	11	11	11	11
(B)－(A)	箇所	2	2	2	2	2

③ 今後の方向性

保育コンシェルジュを保育課窓口に配置し、保育所の入所や、各種の保育サービスに関する情報提供及び利用に関する相談に応じます。

また、児童館の子育てひろばでは専門相談員等による子育てに関する相談支援を行い、子どもや保護者が、気軽に集い、相互に交流を図る場や情報提供を行います。

加えて、子ども家庭支援センターすこやか及び保健センターでは、妊娠届出をしたすべての妊婦を対象に、専門職が出産・育児等の相談に応じる「ゆりかご調布面接」を実施します。

そのほか、「保健センター」、「子ども家庭支援センターすこやか」、「児童虐待防止センター」の運営体制を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」に移行し、それぞれの専門的知見やスキルを活かし、関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制づくりを進めます。

3-2-2 時間外保育事業

① 事業の概要

認可保育所や認定こども園等の定期的な教育・保育の事業の通常保育の時間を原則 11 時間としていますが、保護者の労働時間や通勤時間等の状況を考慮して、通常保育の前後の時間に、延長して保育を行います。

時間外保育事業については、新型コロナウイルス感染症やテレワークの普及により、利用者数が一時的に減少していましたが感染症法における新型コロナウイルス感染症の分類が 5 類感染症へ移行したことにより、増加の傾向にあります。

■ 時間外保育事業の量の見込みと実績（第 2 期計画） ■

	単位	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み	人	5,635	5,681	5,650	5,639	5,630
利用者数（実績）	人	13,394	15,003	16,756	18,982	—

※ 「利用者数（実績）」は、各年度末時点における公私立認可保育所の年間延べ利用者数。

※ 令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に利用者は減少しています。

② 量の見込みと確保方策

	単位	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み(A)	人	17,374	17,043	16,914	16,805	16,828
確保方策(B)	人	継続実施				

③ 今後の方向性

認可保育所在籍児童が全員利用可能な事業となっており、認可保育所の定員数に応じた預かりを引き続き実施します。

3-2-3 放課後児童健全育成事業

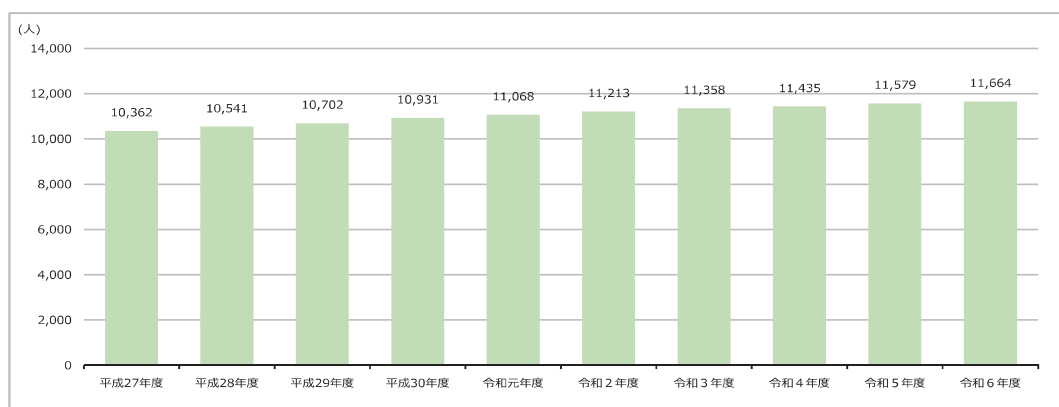
① 事業の概要

「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童に対して、放課後等の適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の三季休業中も実施しています。

また、「放課後子供教室事業（あそびバ）」は、放課後の学校施設等を利用して、「放課後の居場所・遊び場」として開放しています。自由に出入りできる遊び場なので、放課後にランドセルを背負ったまま利用でき、楽しく自由に遊びながら、異なる年齢の子どもたちの交流を図り、社会性や想像力を養うことを目的として実施しています。小学校1年生から6年生までの児童を対象とし、保護者の就労に関わらず利用できる事業です。

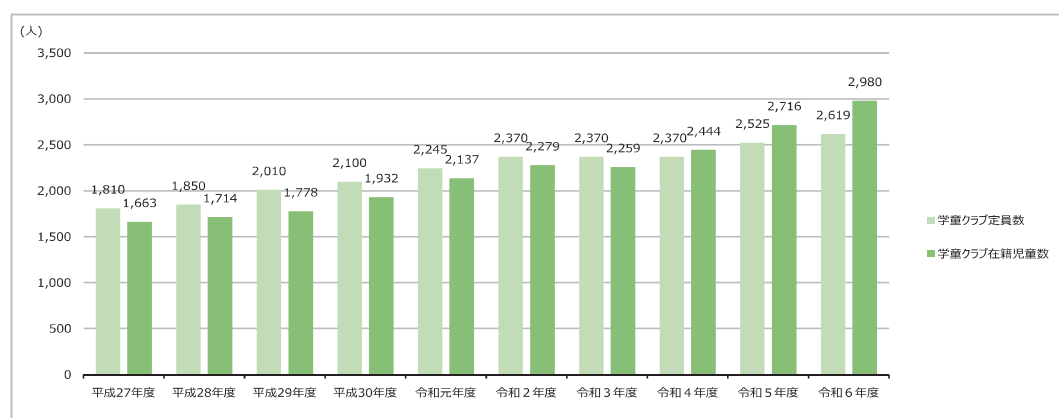
保護者の就労状況の変化により、学童クラブの利用希望者数は、見込みを上回るペースで増加しています。今後も、ハード・ソフトの両面から放課後の子どもの居場所を確保していくことが求められます。

■ 小学校児童数の推移 ■



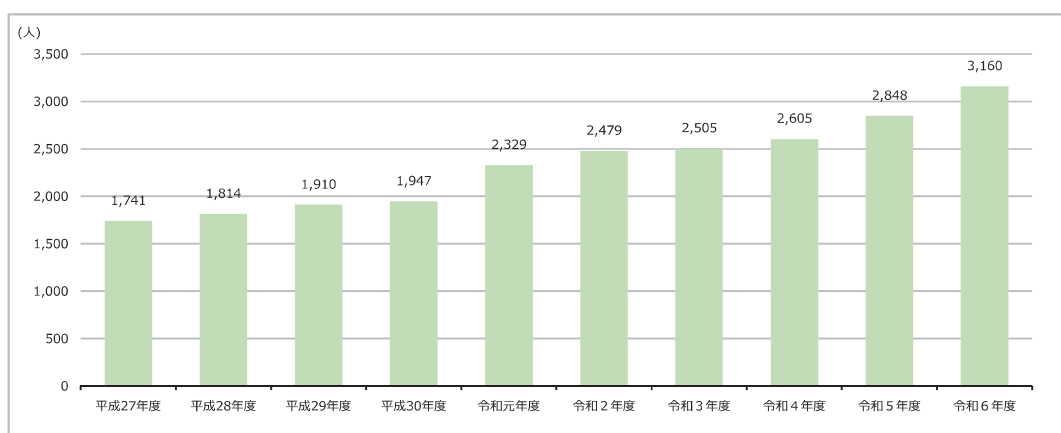
（資料）市立小中学校の児童・生徒数、学級数（各年5月1日）

■ 学童クラブ定員数と在籍児童数 ■



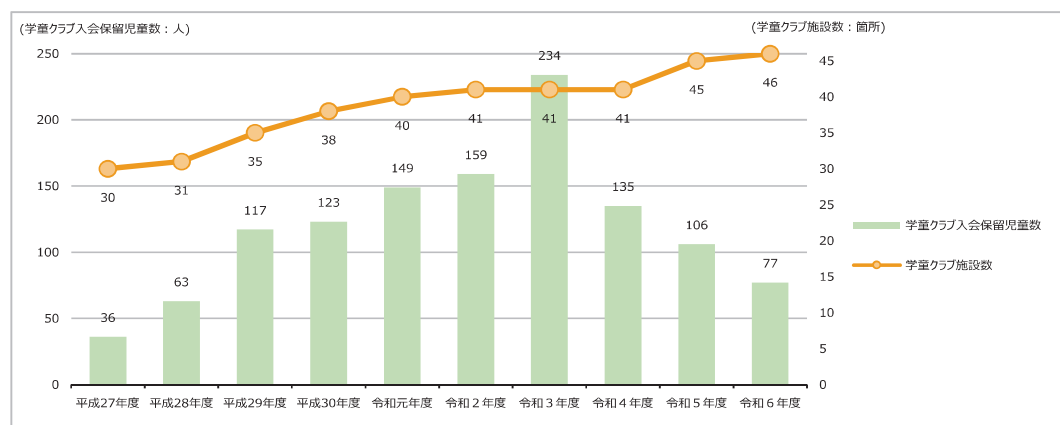
（資料）「調布市事務報告書」（各年4月1日）

■ 学童クラブ入会申請者数 ■



(資料) 調布市子ども生活部児童青少年課 調べ

■ 学童クラブ入会保留児童数と施設数 ■



(資料) 「調布市事務報告書」(各年4月1日)

■ 学童クラブの量の見込みと実績（第2期計画） ■

	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
学童クラブ 量の見込み	人	2,477	2,542	2,590	2,644	2,704
1年生	人	840	879	863	894	909
2年生	人	745	772	802	796	825
3年生	人	582	576	606	633	629
4年生	人	251	260	262	266	283
5年生	人	50	47	50	49	51
6年生	人	9	8	7	6	7
学童クラブ 申請者数（実績）	人	2,479	2,505	2,606	2,848	3,160
1年生	人	838	887	889	972	1,048
2年生	人	748	766	827	852	945
3年生	人	583	580	605	703	739
4年生	人	252	217	227	266	341
5年生	人	49	48	42	47	73
6年生	人	9	7	16	8	14

② 量の見込みと確保方策

	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
学童クラブ 量の見込み(A)	人	3,229	3,118	2,955	2,824	2,700
1年生	人	1,013	984	911	894	854
2年生	人	984	908	882	816	801
3年生	人	799	788	727	706	653
4年生	人	329	339	334	308	299
5年生	人	88	82	85	84	77
6年生	人	16	17	16	16	16
学童クラブ 確保方策(B)	人	3,380	3,450	3,450	3,520	3,520
	箇所	49	50	50	51	51
(B)－(A)	人	151	332	495	696	820

③ 今後の方向性

<放課後児童健全育成事業（学童クラブ）>

近年の児童数の増加や、共働き世帯等の学童クラブの利用ニーズの高まりにより、地域によっては、入会保留児童が生じている状況にあります。そのような状況の中、施設整備にあたっては、「調布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」において規定している児童1人あたりの専用区画面積及び支援の単位を構成する児童の数を勘案したうえで、低学年の受入を優先するという考え方のもと、入会保留児童が多く生じている地域や児童の育成環境の向上が必要な地域について、整備を行い、児童の安全な育成の場の確保に取り組めます。

なお、今後も引き続き、放課後子供教室事業（あそびバ）との連携を推進するとともに、児童数の推計や直近の学童クラブの申請状況を踏まえ、入会保留児童対策を進めていきます。

また、既存の学童クラブでは受入が困難な重度の障害児が利用できる学童クラブについては、入会児童の障害特性に応じたきめ細かな健全育成を進めます。

現在、東京都が検討を進めている認証学童クラブ制度等について、その制度内容を踏まえ、より質の高いサービスを提供できる体制整備について検討します。

<放課後子供教室事業（あそびバ）>

市では全小学校（20校）の児童が各学区のあそびバを利用できるように、小学校の敷地内又は近隣の施設にあそびバを整備し、土曜日・三季休業時も午前8時から開設しています。引き続き、児童が安全・安心に利用できるよう、児童及び保護者のニーズを把握・検証しながら、事業内容や設備の充実を図ります。

④ 学童クラブ及びあそびバの一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

あそびバにおいて、学童クラブ及びあそびバのどちらの児童も参加しやすい共通行事の充実を図ります。

共通行事の実施にあたっては、子どもたちの意見を踏まえ、企画段階から、学童クラブとあそびバの職員による意見交換等の場を設け、連携して事業を実施しています。

⑤ 小学校の余裕教室等の活用に関する具体的な方策

児童の安全・安心な活動拠点を確保するため、余裕教室や学校敷地内の余裕スペース等の活用を検討します。

⑥ 児童館等の活用

市内には、児童館が11箇所あり、児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行う場所として運営しています。現在、児童館の民間委託を進めていることから、民間委託後においても、誰もが利用しやすい児童館の実現を図るため、今後の児童館の在り方について検討を進めて参ります。

3-2-4 子育て短期支援事業（ショートステイ）

① 事業の概要

保護者が疾病等により子どもの養育が困難になった場合、緊急一時的に預かります（宿泊も可）。市内では子ども家庭支援センターすこやか、調布学園の2施設で実施しています（利用受付は子ども家庭支援センターすこやかで実施）。

■ 子育て短期支援事業の量の見込みと実績（第2期計画） ■

	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	人日	1,644	1,653	1,662	1,672	1,672
利用者数（実績）	人日	1,655	1,583	1,576	1,749	—

※ 「量の見込み（人日）」は、国の示す『「量の見込み」の算出等の考え方』に基づく表記で、ここでは、年度当たりの見込利用者数×見込サービス提供日数を表示。

※ 「利用者数（実績）」は各年度末時点の延べ利用者数。

② 量の見込みと確保方策

	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み(A)	人日	1,736	1,703	1,690	1,679	1,681
子育て短期支援事業定員数	人	5	5	5	5	5
年間開所日数（すこやか・調布学園合計）	日	699	699	701	699	699
確保方策(B)	人日	3,495	3,495	3,505	3,495	3,495
(B)－(A)	人日	1,759	1,792	1,815	1,816	1,814

※ 「量の見込み（人日）」は、国の示す『「量の見込み」の算出等の考え方』に基づく表記で、ここでは、年度当たりの見込利用者数×見込サービス提供日数を表示。

③ 今後の方向性

現在の定員数と、最大開所日数から年間の利用定員を算出したところ、現状でも受入可能なニーズ量であるため、引き続き子ども家庭支援センターすこやか、調布学園の2施設で実施していきます。

3-2-5 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

① 事業の概要

助産師等が生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、助言を行いながら各家庭の状況に合った育児支援を行い、不安の解消を図ります。

第2期計画期間においては、コロナ禍の影響により対象者の訪問受け入れ数が落ち込み、訪問件数と量の見込みとの間に乖離が生じていましたが、徐々に回復してきています。

■ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）の量の見込みと実績（第2期計画） ■

	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	件	2,048	2,073	2,022	2,022	1,984
訪問件数	件	1,495	1,515	1,512	1,616	－
出生数	人	1,750	1,741	1,590	1,590	－

※ 「訪問件数」は各年度末時点の延べ訪問件数。

② 量の見込みと確保方策

	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み(A)	件	1,666	1,671	1,650	1,633	1,634
確保方策(B)	件	現在の実施体制で全戸訪問を想定				

③ 今後の方向性

全戸訪問する事業であるため、人口推計の0歳児人口を対象者数（量の見込み）としています。

引き続き、保健師、助産師等により対象家庭を訪問し、健康状態・生活環境を確認して、専門的な知識や具体的な助言で不安を軽減し、それぞれの生活に沿った出産、育児の支援を実施していきます。

3-2-6 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会

① 事業の概要

養育支援訪問事業では、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、児童虐待の発生を予防するとともに、家庭における安定した児童の養育が可能となるよう保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（専門的相談支援）を行います。

要保護児童対策地域協議会では、要保護児童等への適切な支援を図るため、情報の交換や支援に関する協議を行います。構成機関である代表者による会議、実務者による会議のほか、個別ケースに対応するための関係者会議を随時開催するほか、当該協議会の枠組みを通じ、関係者間で積極的な情報共有を行います。

■ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会の量の見込みと実績（第2期計画） ■

		単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	養育支援訪問件数	件	132	133	134	135	136
	要保護児童対策地域協議会 実務者会議・ケース会議	回	215	217	218	219	220
実績	養育支援訪問件数	件	1,067	1,025	572	490	—
	要保護児童対策協議会 実務者会議・ケース会議	回	173	149	135	152	—

※ 「実績」は各年度末時点の延べ件数（回数）。

※ 養育支援訪問事業のうち、家事・育児支援に係る部分は令和6年度から子育て世帯訪問支援事業として実施。

② 量の見込み

		単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	養育支援訪問件数	件	432	427	424	421	422
	要保護児童対策地域協議会 実務者会議・ケース会議	回	106	105	102	100	98

③ 今後の方向性

ニーズ調査により量の見込みを設定する事業ではないため、過去の実績を参照しつつ、引き続き児童虐待の発生を予防するとともに、家庭における安定した児童の養育が可能となるよう保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行い、要保護児童対策地域協議会を通じ、関係者間で積極的な情報共有を行います。

3-2-7 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）

① 事業の概要

地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や仲間づくり、育児相談等を行う事業です。

■ 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと実績（第2期計画） ■

	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	人日	125,982	126,987	126,320	126,084	125,869
利用者数（実績）	人日	76,805	64,229	110,277	149,824	－
児童館（子育てひろば）	人日	50,879	38,474	62,853	63,350	－
保育所（子育てひろば）	人日	979	1,117	1,218	809	－
子ども家庭支援センターすこやか（開放事業）	人日	20,885	20,576	31,717	62,901	－
プレイセンターちょうふ（子育てひろば）	人日	4,062	4,062	14,489	16,740	－
プレイセンターせんがわ（子育てひろば）	人日				6,024	－

※ 「量の見込み（人日）」は、国の示す『「量の見込み」の算出等の考え方』に基づく表記で、ここでは、年度当たりの見込利用者数×見込サービス提供日数を表示。

※ 「利用者数（実績）」は各年度末時点の延べ利用者数。

※ 「プレイセンターせんがわ」は令和5年度開所。

② 量の見込みと確保方策

	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	人日	140,479	141,990	145,887	144,898	143,764
確保方策	箇所	17	17	17	17	17
児童館	箇所	11	11	11	11	11
保育所	箇所	3	3	3	3	3
子ども家庭支援センターすこやか	箇所	1	1	1	1	1
プレイセンターちょうふ	箇所	1	1	1	1	1
プレイセンターせんがわ	箇所	1	1	1	1	1

※ 「量の見込み（人日）」は、国の示す『「量の見込み」の算出等の考え方』に基づく表記で、ここでは、年度当たりの見込利用者数×見込サービス提供日数を表示。

③ 今後の方向性

現在、市内では各児童館（11館）や、私立認可保育所3施設（オリンピック保育園・東京YWCAまきば保育園、パイオニアキッズ柴崎園）、子ども家庭支援センターすこやか、及びプレイセンターちょうふ・プレイセンターせんがわで実施しており、今後も継続して実施します。

また、現在の子育て家庭の状況は多様であることを踏まえると、どのような小さな課題であっても、当該の家族にとっては深刻な課題になりうると共通理解して向き合うことが必要です。多様な子育て家庭の課題に対応するため、地域全体の子育て力の向上に向けて官民協働で取り組みます。

3-2-8 一時預かり事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

① 事業の概要

保護者の必要に応じて利用の理由を問わず、主として昼間、保育所その他の場所において、一時的に子どもを預かる事業です。

以下の3事業については就学前児童・小学校児童を対象に実施します。

ア) 一時預かり事業

保護者の必要に応じて利用の理由を問わず、子育てから離れてリフレッシュしたいときなど、理由を問わず、市内在住の子どもを一時的に預かります。現在、市内認可保育所 11 園で実施しており、うち 3 園には緊急のための枠が別にあります。また、子ども家庭支援センターすこやかでも実施しています。

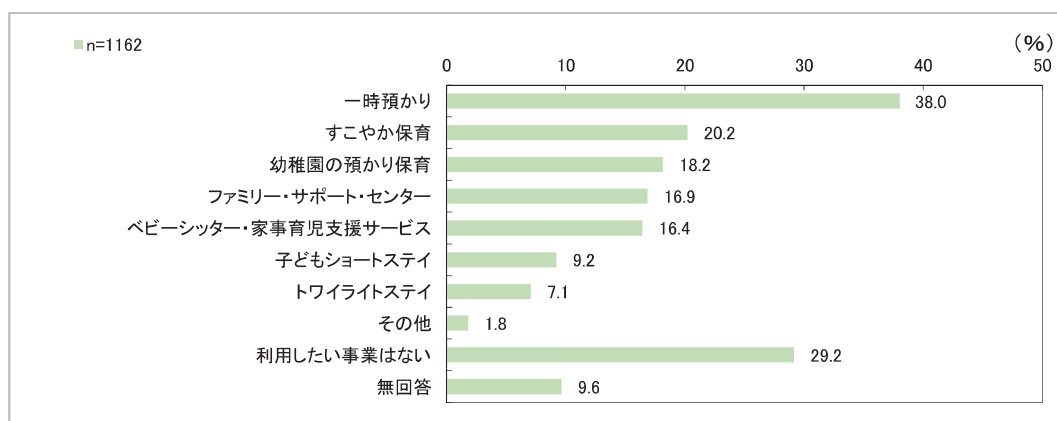
イ) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

就労形態の多様化等により保護者の帰宅が遅い場合に、子どもを平日午後 5 ～午後 10 時まで預かります（会員登録制）。保育所や学童クラブ等への送迎も行っています。

ウ) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（協力会員）による会員組織を設置し、保育所・幼稚園の送迎や一時的な保育等、地域において会員同士が子育てを相互に援助する事業を実施します。

■ 今後利用したい事業 ■



（資料）調布市 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

■ 一時預かり事業、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)、
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)の量の見込みと実績 (第2期計画) ■

	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	人日	31,568	31,371	31,894	31,964	32,083
事業実績 (延べ利用者数)	人	11,463	10,935	11,897	12,913	－
確保量(年間定員数)	人日	25,809	26,208	24,468	27,465	－
一時預かり事業(年間定員数)	人日	18,397	18,843	17,168	19,676	－
子育て短期支援事業(トワイライトステイ)(年間定員数)	人日	3,872	3,856	3,872	3,872	－
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)(年間定員数)	人日	3,540	3,509	3,428	3,917	－

※ 「量の見込み (人日)」は、国の示す『「量の見込み」の算出等の考え方』に基づく表記で、ここでは、年度当たりの見込利用者数×見込サービス提供日数を表示。

※ 「事業実績」は各年度末時点の延べ利用者数。

② 量の見込みと確保方策

	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込みⅠ (事業利用希望者数)	人	11,252	11,037	10,953	10,883	10,897
量の見込みⅡ (延べ利用者数) (A)	人日	25,593	25,105	24,913	24,755	24,788
一時預かり事業(延べ利用者数)	人日	18,670	18,314	18,175	18,059	18,083
子育て短期支援事業(トワイライトステイ)(延べ利用者数)	人日	3,712	3,641	3,613	3,590	3,595
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)(延べ利用者数)	人日	3,211	3,150	3,125	3,106	3,110
確保方策 (年間定員数) (B)	人日	27,141	27,068	27,236	27,140	27,360
一時預かり事業(年間定員数): すこやか	人日	2,004	2,004	2,010	2,004	2,004
一時預かり事業(年間定員数): 保育所	人日	17,666	17,593	17,739	17,666	17,885
子育て短期支援事業(トワイライトステイ)(年間定員数)	人日	3,872	3,872	3,888	3,872	3,872
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)(年間定員数)	人日	3,599	3,599	3,599	3,599	3,599
(B)－(A)	人日	1,548	1,963	2,323	2,385	2,572

※ 「量の見込み (人日)」は、国の示す『「量の見込み」の算出等の考え方』に基づく表記で、ここでは、年度当たりの見込利用者数×見込サービス提供日数を表示。

③ 今後の方向性

多様な理由での利用希望に応えられるよう、引き続き子ども家庭支援センターすこやか、ファミリー・サポート・センター、保育所において、保護者のニーズに応じた預かりを実施します。

3-2-9 幼稚園の預かり保育

① 事業の概要

市内幼稚園においては、幼稚園教育時間の前後、保育を希望する保護者のニーズに応えるため、預かり保育を実施しており、市は預かり保育を支援します。

現在、市内には私立幼稚園が13園あり、預かり保育を全園で実施しています。

■ 幼稚園の預かり保育の量の見込みと実績（第2期計画） ■

			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	人日	75,596	76,199	75,799	75,657	75,528
事業実績	人	2,616	1,798	2,098	2,147	—

※ 「量の見込み（人日）」は、国の示す『「量の見込み」の算出等の考え方』に基づく表記で、ここでは、年度当たりの見込利用者数×見込サービス提供日数を表示。

※ 「事業実績」は平日朝・平日夜・長期休業中の合計利用者数のため、単位を「人日」としている量の見込みに対して乖離があります。

② 量の見込みと確保方策

	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み（事業利用希望者数）(A)	人	1,893	1,805	1,730	1,720	1,739
確保方策(B)	人	2,164	2,164	2,164	2,164	2,164
(B)－(A)	人	271	359	434	444	425

※ 市では、単位を「人」として量の見込みを算出しています。

③ 今後の方向性

今後も市内の各幼稚園と協議を行い、引き続き保護者のニーズに応じた預かりを実施します。

3-2-10 病児保育事業（病児・病後児保育）

① 事業の概要

病気の急性期又は回復期にあって集団保育を受けることが困難な期間にあり、児童が保護者の勤務都合や傷病等で育児が困難な場合に児童を一時的に病児・病後児保育室で預かる事業です。保育所等に通園中の満1歳から小学校6年生までの児童を市内2箇所で開催します。

■ 病児保育事業（病児・病後児保育）の量の見込みと実績（第2期計画） ■

	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	人日	895	900	905	907	910
事業実績	人日	191	600	528	679	—

※ 「量の見込み（人日）」は、国の示す『「量の見込み」の算出等の考え方』に基づく表記で、ここでは、年度当たりの見込利用者数×見込サービス提供日数を表示。

※ 「事業実績」は各年度末時点の延べ利用希望者数の実績。

② 量の見込みと確保方策

	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み（事業利用希望者数）(A)	人日	609	598	594	590	591
エンゼルケアルーム	1日当たり事業定員数	人	4	4	4	4
	年間開所日数	日	242	241	243	242
	年間定員数	人日	968	964	972	968
ポピンズルーム	1日当たり事業定員数	人	4	4	4	4
	年間開所日数	日	242	241	243	242
	年間定員数	人日	968	964	972	968
確保方策（年間利用定員数合計）(B)	人日	1,936	1,928	1,944	1,936	1,960
(B)－(A)	人日	1,327	1,330	1,350	1,346	1,369

※ 「量の見込み（人日）」は、国の示す『「量の見込み」の算出等の考え方』に基づく表記で、ここでは、年度当たりの見込利用者数×見込サービス提供日数を表示。

③ 今後の方向性

通年での実績では稼働率が低いものの、感染症等の流行する時期には稼働率が高まり、現在の定員数を上回るニーズが生じているという課題があります。また、現在の施設の数、場所では利用できないという実態について、育児と仕事の両立の支援に寄与できるよう、施設整備や民間施設との連携等、総合的に対策を検討します。

3-2-11 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査）

① 事業の概要

健康診査により、健康管理及び保健指導を行うことで妊産婦及び乳児の死亡率の低下を図り母子の健康と健全な養育環境を確保します。

■ 妊婦に対して健康診査を実施する事業(妊婦健康診査)の量の見込みと実績(第2期計画) ■

	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	件	2,048	2,073	2,022	2,022	1,984
受診件数	件	1,688	1,661	1,629	1,555	—

※ 「受診件数」は各年度末時点の延べ件数（回数）。

② 量の見込みと確保方策

	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み(A)	件	1,666	1,671	1,650	1,633	1,634
確保方策(B)	件	すべての妊産婦に対しての健康診査実施を想定				

③ 今後の方向性

すべての妊産婦に対しての実施を想定しているため、人口推計の0歳児人口を量の見込みとしています。

妊娠届出数が減少傾向にありますが、引き続き、妊産婦が安全・安心に出産を迎えられるよう、妊産婦健康診査の受診を積極的に促します。

3-2-12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

① 事業の概要

保護者の世帯所得等の状況その他の事情を勘案して、保育所等に保護者が支払うべき日用品や文房具等の物品購入費や行事への参加等を助成する事業です。

保護者と同一の世帯に属するものに係る市民税所得割合算額が77,101円未満である者と、小学3年生までの児童が同一世帯に3人以上いる場合の第3子以降を対象に実施します。

② 今後の方向性

令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化に伴い、世帯の所得状況その他の事情を勘案して、特定子ども・子育て支援施設である幼稚園等に保護者が支払うべき食事の提供（副食の提供に限る）にかかる実費徴収額に対して一部を補助し、円滑な特定子ども・子育て支援等の利用を図ります。

3-2-13 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

① 事業の概要

教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究，その他多様な事業者の技術・知識等を活用した教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

② 今後の方向性

本事業については，子ども・子育て支援事業計画を踏まえて，新規認可保育所の運営主体として株式会社等の多様な主体の参入を推進しました。今後も引き続き認可保育所の新設にあわせて，事業実施について検討します。

3-2-14 子育て世帯訪問支援事業

① 事業の概要

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭，妊産婦，ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を，訪問支援員が訪問し，家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに，家事・子育て等の支援を実施する事業です。

② 量の見込みと確保方策

	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み(A)	人日	362	359	356	352	349
確保方策(B)	人日	364	364	364	364	364
(B)－(A)	人日	2	5	8	12	15

※ 「量の見込み（人日）」は，国の示す『「量の見込み」の算出等の考え方』に基づく表記で，ここでは，年度当たりの見込対象者数×見込サービス利用日数を表示。

③ 今後の方向性

引き続き，家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに，家事・子育て等の支援を実施していきます。

3-2-15 児童育成支援拠点事業

① 事業の概要

養育環境等に課題を抱える，家庭や学校に居場所のない児童等に対して，当該児童の居場所となる場を開設し，児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて，生活習慣の形成や学習のサポート，進路等の相談支援，食事の提供等を行うとともに，児童及び家庭の状況をアセスメントし，関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより，虐待を防止し，子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

② 量の見込みと確保方策及び③今後の方向性

ニーズ調査に基づき，量を見込むものではありませんので，国や東京都の動向や市の実情を踏まえ検討します。

3-2-16 親子関係形成支援事業

① 事業の概要

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

② 量の見込みと確保方策及び③今後の方向性

ニーズ調査に基づき、量を見込むものではありませんので、国や東京都の動向や市の実情を踏まえ検討します。

3-2-17 妊婦等包括相談支援事業

① 事業の概要

妊婦等に対して、面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の支援を行う事業です。

② 量の見込みと確保方策

	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み(A)	回	4,620	4,438	4,264	4,096	3,935
確保方策(B)	回	4,620	4,438	4,264	4,096	3,935
こども家庭センター等	回	4,620	4,438	4,264	4,096	3,935
業務委託	回	0	0	0	0	0
(B)－(A)	回	0	0	0	0	0

③ 今後の方向性

引き続き、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の支援を実施していきます。

3-2-18 産後ケア事業

① 事業の概要

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援する事業です。

利用者の家庭を訪問するアウトリーチ（パートナー）型、利用者が保健センター等の実施場所に来所して行うデイサービス（参加）型があり、デイサービス（参加）型には、集団で相談やグループワーク等を行う集団型と一人ずつ相談等を行う個別型があります。

■ 産後ケア事業の実績(第2期計画) ■

	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
デイサービス型（利用延べ人数）	人	271	252	264	237	－
ショートステイ型（利用延べ人数）	人	14	52	135	184	－
アウトリーチ（利用延べ人数）	人	－	－	500	666	－
3サービスの利用延べ人数合計	人	285	304	899	1,087	－

※ デイサービス型及びショートステイ型の対象者は、生後6か月以内。アウトリーチ型の対象者は生後1年未満。

※ ショートステイ型は令和2年12月から実施、アウトリーチ型は令和4年4月から実施

※ 令和5年4月からデイサービス型とアウトリーチ型の土日祝日利用開始、ショートステイ型は令和2年12月から土日祝日利用開始。

② 量の見込みと確保方策

	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み(A)	人日	725	710	701	691	682
確保方策(B)	人日	725	710	701	691	682
(B)－(A)	人日	0	0	0	0	0

※ 「量の見込み（人日）」は、国の示す『「量の見込み」の算出等の考え方』に基づく表記で、ここでは、年度当たりの見込利用産婦数×見込サービス利用日数を表示。

③ 今後の方向性

引き続き、産後も安心して子育てができるよう支援を実施していきます。

3-2-19 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

① 事業の概要

保育所その他の施設において、満3歳未満の乳児又は幼児（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、子ども本人及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談や子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

② 量の見込みと確保方策

		単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
0歳	量の見込み(A)	人日	66	66	65	65	65
	確保方策(B)	人日	79	79	76	76	77
	(B)－(A)	人日	13	13	11	11	12
1歳	量の見込み(A)	人日	37	40	40	40	39
	確保方策(B)	人日	44	48	47	47	47
	(B)－(A)	人日	7	8	7	7	8
2歳	量の見込み(A)	人日	31	29	31	31	31
	確保方策(B)	人日	37	34	37	37	37
	(B)－(A)	人日	6	5	6	6	6

※ 「量の見込み（人日）」は、国の示す『「量の見込み」の算出等の考え方』に基づく表記で、ここでは、対象年齢ごとの見込み未就園児数に対して1月当たりに必要な受け入れ時間数÷176時間（定員一人1月当たりの受け入れ可能時間数）を表示。

③ 今後の方向性

現在実施している多様な他者との関わりの機会の創出事業（未就園児の定期的な預かり事業）の利用状況、国や東京都の動向、市の実情を踏まえ実施の検討をしていきます。

	東京都制度	国制度※	国・東京都事業
事業名	多様な他者との関わりの機会の創出事業（令和6年度）	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	一時預かり事業
位置づけ	東京都による市町村が実施主体となる補助事業	法に基づく新たな給付（乳児等のための支援給付）（令和7年度は地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置付け）	市町村が実施主体となる補助事業 ※地域子ども・子育て支援事業
目的	保護者の就労の有無にかかわらず、保育所等を利用していない未就園児を保育所等で定期的に預かり、多様な他者との関わりの中で様々な体験や経験を通じて、非認知能力の向上等、子どもの健やかな成長を図る。	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度」）（こども未来戦略）	①家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児 ②子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと思われる乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業
事業概要	①定期的な預かり ②保護者との面談 等	①定期的な預かり（適切な遊びと生活の場の提供） ②保護者との面談（乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握） 等	対象児童に対しての、保育所等における一時的な預かり
対象者	保育所・幼稚園等に通っていない乳幼児（原則0～2歳）	保育所・幼稚園等に通っていない乳幼児（原則0歳6ヵ月～2歳）	保育所・幼稚園等に通っていない乳幼児（原則0～3歳）
実施場所	認可保育所、幼稚園等		
利用時間等	一定程度継続的（複数月） ※月1回～週5回	月10時間以上であって乳児等通園支援の体制の整備の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める時間（改正後の子ども・子育て支援法第30条の20第3項）	なし
利用料の上限額	2,200円／日 44,000円／月 （日額制では1日8時間、月額制では1月160時間以上の利用を超える場合の延長料は、上限275円／時間）	300円程度／時	なし